

「国家と市民社会の現代理論」(3)

柴田高好

目次

- 第一章 国家と市民社会の原型理論
- 第二章 国家と市民社会の展開理論
 - 第三章 国家と市民社会の現代理論
 - 序節 アプローチの方法
 - 第一節 国家バイアス的アプローチ
 - 第一項 国家の第一次性
 - 第二項 国家と暴力（第二四五号）
 - 第三項 国家と民主主義（第二四七号）
 - 第二節 市民社会バイアス的アプローチ
 - 第一項 市民社会の第一次性
 - 第二項 市民社会バイアス的アプローチ
 - 第一項 市民社会の第一次性（国家に対する市民社会の優位）
 - 位 国家への市民社会の依存 アーネスト・バーカー（本号）
 - 第二項 丸山眞男
 - 第三項 マルクス主義
- 第三章 国家と市民社会の弁証法的アプローチ
 - 第一項 市民社会バイアス的アプローチが、普遍的国家の自律性・特權性・一元的抽象的普遍性の領域、市民社会を具体的特殊性の領域とすれば、国家を証法的把握およびその止揚という基本認識がある。それらについての詳細は後の第三節で述べられよう。¹ここではとりあえず、国家を求心性を前提に、国家と市民社会の対立・分裂面よりは両者の統合面を重視するのに対し、市民社会バイアス的アプローチは反対に、両者の統合よりも区別・分離面にアクセントを置く。国家からの市民社会の自由の尊重・拡大、さらには市民社会による国家の手段化、國家の後退すなわち国家を高次の特權的位置から市民社会レベルの諸団体並みの平準的地位にまで降そうとするもので、要は普遍的な国家と多元的な市民社会の特殊領域との並列および市民社会優位の主張である。

「」の市民社會における中心的単位は、個人 individual と集団 group である。「多元主義者 pluralist の本拠内では、組織および社會双方の構成単位は、諸個人である。彼ら好み（動機、不平、趣味）と価値（受け入れている規範、個人的掛かり合い、信念および知覚）こそは、減ずることの出来ない単位に外ならぬ。………
 …そして諸個人は、自分達の好みと価値に応じてそれにふさわしい集団にそれぞれ加入し行動する。²⁾ そこでは、組織の構造、諸機能また階級的関係等は所与として扱われ、個人や集団の目に見える行為者の相互作用のみがひたすら考慮されることとなる。³⁾ 個人こそはまさに「道徳的価値を備えた存在」なのである。「」にロック以来の近代自由主義的伝統の基本があり、カントはこの個の自由について次の如く述べている。「人間としての自由」という原理は、公共体を組織する必須の原理であるが、私はこの原理を次のような方式で表現する。何びとといえども私を強要して、（彼が自分なりに他の人々の幸福と思いなしているような）彼自身の仕方で幸福ならしめることはできない。各人は彼自身に適切と思われる方法によつて自分の幸福を求めて差支えないものである。ただその場合に、彼は他の人々が彼と同様の自由を追求する自由——すなわちその場合に可能な普遍的法則に従つていかなる人とも共存し得るような自由（換言すれば、他人の権利）を毀損されしなければよいのである。⁴⁾ これは「他人の権利を侵害しない限り、他からの意志および國家権力から的一切の干渉を排した各人の私的自由、その幸福と福祉の追求の権利の謳歌である。それは、その恣意によつて勝手に国民の幸福増進と称して人々の私的領域にふみ込み、私的自由をふみにじつて

きた絶対主義的、重商主義的警察國家、すなわち旧体制に対するカントの決定的否定に他ならない⁵⁾」日本もまた一九四五年八月の敗戦を境に、ようやくこのカント的な政治的解放の波を浴びることにはなった。それは確かに、これまで殆んど不可能とさえ思っていた、天皇制国家からの日本人の自由・解放には違ひなかつた。だが他方、同時に戰勝国アメリカの國家・政府・占領軍による外からの上から「解放」「革命」として「本質的な限界」（丸山眞男集第五卷、一九頁）を有してい、日本人自身の手になる内からの下からの眞の解放では全くなかった。それはまた「高度に發展した資本主義の大國が他の發展した資本主義国を植民地化する、とでもいうべき世界史上の最も注目すべき新しい実験」（小宮山量平『悠吾よ！』）ぶし書房、九二、九四頁）といえる。まさに今日に至る日本のアメリカへの植民地的属国化と屈辱の始まりでもあつたのである。この重要な戰後日本の解放と隸属との矛盾・二重性に関しては、次の「第二項 丸山眞男」を論ずる時に、大熊信行と丸山との間の「戰後民主主義虚妄論」をめぐる論争として検討する。

ところで、市民社會バイアス的アプローチにおいては、文化的また經濟的価値の方が政治的価値よりもより重要視される。そこでは政治的価値は二義的なのだ。政治的価値に第一義的重要性を附する国家バイアス的アプローチとは価値観が異なる。ただ二義的とはいへ、市民社會バイアス的アプローチも、政治的価値の存在は当然それなりに認める。いわゆる國家の溫和な概念 benign notion of the state⁶⁾ がそれである。國家の溫和な概念とはどういふことか。よく市民社會バイアス的アプローチには、國家論が無い、國家論不

在だといわれる。その批判に理由が無いわけではなく、市民社会バイアス的アプローチに立つ場合、そこに在る問題を正面から受け止めねばなるまい。たしかにホップズとは異つてロックが主権 sovereign と云う言葉そのものの使用を避けた如く、今日の市民社会バイアス的アプローチの多元論者も、しばしば国家 state の用語を用いない。それは国家という概念が一枚岩的、階層的、かつ中央集権的な権力構造をイメージするからであろう。代つて政治的共同体 political community、政治体系 political system なし政治組織等の言葉が好まれる⁽²⁾。ただそこにも国家論的なものが全く無いわけではない。あることはある。しかしそれは大文字の国家論ではなく、むしろ憲法論として提出されることが多い⁽³⁾。国家論は憲法上の民主主義論ないし基本的人権論に還元されがちなのだ。国家からの市民社会的自由を主とし国家への政治的自由を從とする、基本的人権中心の自由主義的民主主義政治体制こそは、まるに市民社会バイアス的アプローチの支柱だからなのである。これに比して、官僚制や資本主義との関係の考察は一義的に扱われることとなる。

最後に市民社会バイアス的アプローチに特記すべきは、国家バイアス的アプローチが依る現実主義とは反対の、その強固な理想主義、規範主義である⁽¹⁾。自由主義的デモクラシーのモデルの中に国家のあるべき姿、あるべき形、その Sollen を見る市民社会バイアス的アプローチにあつては、その民主主義的的理念、規範に乖離する現実政治を激しく批判し、その現実を自らの理念、理想に極力近づけるべく務める。カントの自由主義的法治國家論に関してかつて私はこう書いた。「カントの形而上学的方法は、かかる法的國家を終始国家の理想像すなわち本体的共和国 *res publica noumeno* として描き出す。カントにとってそれは、経験的国家たる現象的共和国 *res publica phenomenon* のみにも見出されることは出来ぬが、しかしあれに

この現象的共和国のむかうべき永遠の理念・原型、つまり國家一般の形にほかならない。それこそは純粹理性による正義と自由の國家、自然性国家なのである^[12]。このカントの法治國家こそは現実の経験的國家の則るべき自由主義的民主主義國家の形相に外ならない。今日その形相の典型を示すとすれば、日本國憲法第二章第九条〔戦争の放棄、戦力及び交戦権の否認〕がそれである。ただ歴史的発生的に考えれば、この第二章第九条は、第一章の天皇条項と不可分の関係にある。主に敗戦に伴う日本の大混乱を極力回避するため、天皇の日本人に対する絶大な（当時の）権威を利用すべく、アメリカ国家・政府・軍は、天皇の戦争責任を免じ、天皇の象徴化、人間宣言等による天皇の温存を計り、その目的のための手段・方便いわば避雷針として、日本をして一切の軍隊、一切の戦争放棄を国家の根本法たる憲法に明記せしめ、もって日本の天皇制に対する内外の激しい批判を封じ込め鎮静せしめようとしたのである^[13]。なぜ、天皇条項が第一章として真先に置かれ、次に第二章戦争放棄条項がそれにセットとして直結しているのか、を考えねばならない。たとえ、アメリカの占領初期の対日政策に自由主義的なニューディラードが関与していたとしても、そこには終始アメリカの強度な国家バイアス的アプローチがあつたのである。現にアメリカ・マッカーサー総司令部は、わずか三年後に、日本にアメリカ式の新軍隊（始めは警察予備隊、今は自衛隊）の創設を命じたのであつた。これに対しても、長く戦後日本の平和主義的護憲運動を担つた市民社会バイアス的アプローチは、第九条を第一章から切り離し、これを理想主義的、規範主義的視角から把握し、倦まず戦争反対、平和憲法擁護、時には

国家不信を説き、現実政治をその平和の理想に近づけるべく務め、その意義は大なるものがあつた。一九六五年に丸山眞男は、「憲法第九条をオペラティヴな理想、つまり現実のなかにあつて現実を動かす一つの契機になつてゐる理念として捉える立場^[14]」に立ち、現にある自衛隊をますます増強する方向よりも、漸減したり平和的機能に転換させる方向に向わせる「現実的な規定として第九条というものが生きて来る^[15]」と説き、第九条の理想、理念の現実化へ数歩を進めようとした。だが戦後民主主義、平和主義は、アメリカと日本の現実主義的な国家バイアス的アプローチの巻き返しの前に追い詰められて形骸化し、自衛隊はさらに強化され、海外にすら進出する昨今である。また人々は確かに鶴見俊輔の云う如く、憲法第九条の平和主義があることに安心し、それに倚りかかつてさえいれば平和は可能で戦争は無いといふ「国家と原理への平和の委託」の詐術なし幻想にまどろんでいた。国家のハード面を忘れ、忘れないまでもこれを軽視し、なによりも国家なるものへの感覚を喪失してきた、いわゆる平和ボケである。市民社会バイアス的アプローチの温和な国家概念の功罪と云えよう。

憲法第九条と自衛隊とは、単に理想・理念と現実政治との二元的対立ではない。それは戦後日本における国家と市民社会の対立と統一の弁証法的関係の典型的表現なのである。もとより自衛隊は国家を、対して第九条は市民社会を象徴している。ただ厳密にいえば、本来一切の軍隊を有せず、一切の戦争も放棄するという第九条の精神は、国家そのものの存立を超えた所に成立するものである。第九条理解の私の基本はそれである。だが今日第九条は、日本国家の根

本法として存在しそれなりに機能している。ただし国家を超えた所には在るのではない。それは将来における国家止揚の指向性を指示しつつも、実際には上述のように、国家との弁証法的関係の中に存続し機能している。そこに両者の矛盾・対立のみならず相互依存、相互滲透も生じてくることに注意しなければならない。この相互依存と相互滲透の現象の一つが、坂本義和の所謂『憲法も自衛隊も』¹⁸⁾『憲法も日米安保も』『反核も核の傘も』という二重基準である。市民社会バイアス的アプローチからする憲法第九条擁護は、未だ即時の段階に止まり、このように二元的対立がいつか二元的折衷に陥る危険性を持つ。故に問題は第九条の憲法条文をさえ守っていればそれで可なのではない。第九条と自衛隊との二重性を乗り越え、もつて前述の第九条本来の精神と姿を現前することこそが重要なのだ。原理的にそれは日本国家自体の止揚的否定による以外ではあるまい。ここで想い起こすのは、丸山眞男が、「第一に平和主義の理想そのものはあくまで維持すべきことについて、全員一致したと申しますが、その『べき』がひとつの主張として成り立つためには、いつたいなにが具体的に否定されているのか（傍点—丸山）」¹⁹⁾ といふことが明らかにならなければ無意味だろうと思います。第九条の理想としての平和主義を堅持するという主張によつてなにが否定されているのか」と、それまで誰も指摘してこなかつた大切な問題提起を行つたことである。だがどうしたことか。敢えて傍点を附しつつ自ら強調したその問題、すなわち第九条は一体何を否定したのかに關する、丸山自身による明確かつ具体的な解答をどこにも見出しえ得ないのである。

以上、國家権力の一元的求心論に対抗して、多元的市民社会優位の立場から、民主主義と平和主義を説く、市民社会バイアス的アプローチを概観した。

市民社会の国家への依存 一般に市民社会バイアス的アプローチではNGO的、非国家的傾向が強い。しかしながら、市民社会バイアス的アプローチが温和な国家概念を探り、国家のソフト面を優先視することによつては、当然だが、国家のハード面が消失するのでもなければ、またそれを失してもいいことにもならないのである。暴力と謀略のハード面の活動は国家のソフト面の背後に厳として存在し、時には必要に応じて何時でもソフト面を押しのけて自ら前面に乗り出してくることとなる。この時、市民社会バイアス的アプローチの中の少数を除いて、多くは大なり少なりこれを基本的に容認する方向に動く。つまり、非国家的とは決して反国家的ではないのである。

近代自由主義国家論の嚆矢としてのジョン・ロックの君主大権Prerogativeを見よ。「君主大権は執行権に属するが、通常の執行権が立法権によつて定立された法の範囲内でその執行に任ずるのに対して、大権は、『法の規定によらず、時にはそれに反してでも、公共の福祉のために、裁量にしたがつて行為する権力』、『法の規定はなく、場合によつては、法の明文に反してではあるが、公共の福祉の目的』のために君主によつて行使される『専断的な権力』である」。²⁰⁾ 自由主義者ロックもはつきりと君主の独裁を認めた。またその夜警国家論で有名なアダム・スミスはどうか。「スミス国家論の特色、そのショーウィンドウは、いうまでもなくその正義の国家、消極国

家面にある。そこでは国家の主権性を最小にし、私的市民の基本的人権性を最大限に保証する、国家からの自由に最重点をおいた自由主義国家体制が提案され、階級対立は背後に退いている。主権者に残されたものは軍隊と裁判、この二つだけである。自由を守るべき主権が人権を侵す時は、人民には抵抗権が認められる。この体制が最下層の労働者をも含む一般的富裕を可能ならしめるというのである。スミスはこのショーワインドウを国家の前面に美しく飾ろうとする。けれどもその背後には、国家の基本構造と資本家階級の利害を労働者階級の革命性から擁護する階級国家、積極国家の側面が控えているのであって、こちらは、労働者と労働者側に立つ革命的な煽動者の一切の傾向を監視し、抑止し、懐柔しようとする。そのために市民社会の内部にまで様々に関与していく。そこでは、自由・人権よりも国家の主権が重視されるのである⁽²¹⁾。つまりは、市民社会（自由）が国家（主権者）を規定するよりも、国家（主権者）が市民社会（自由）を規定する面が強く出る。まことにスミスは明言する。『さまざまな階層と社会のすべては、それらが安全保障と保護をうけている国家に依存している。それらがすべて、その国家に従属し、その繁榮と維持に役だつためにのみ設立される』と⁽²²⁾。まるで国家バイアス的アプローチを彷彿たらしめるかの如きスミスのこの言に驚ろかない人は少いであろう。「防衛は富裕よりもずっと重要なのだ⁽²³⁾』とのスミスの言葉も有名だが、スミスにとって、国家は「いや、人間がそこで生まれ、教育され、保護され、その繁榮と栄光に密接不可分に関連しているものとして、積極的な愛と犠牲の対象となる。その国家のために一身を捧げる愛国者は英雄と

して讃美され、反対に自分の生まれた国家の利益を裏切る反逆者は『すべての悪漢のなかでももとも嫌惡すべきもの』と唾棄されるのである⁽²⁴⁾。安上りの政府、cheap government論で喧伝されるスミスの自由主義国家の背後に、厳として控えているこのハード面を人は決して見忘れてはなるまい。

ところで先進国イギリスのロックやスミスにおける国家の自由主義的法治国家と抑圧的階級国家、ソフト面とハード面との二つの混合状態を、後進国ドイツの学者カントはその方法二元論によつて哲学的に厳格に規定した。「われわれは、このア・ブリオリ a priori とア・ポステリオリ a posteriori、超経験的・先天的と経験的・後天的、理想主義と現実主義とのカントにおける区別と連関、すなはちその方法二元論 Dualismus をしつかりおさえておかねばならぬ⁽²⁵⁾。このうちア・ブリオリな自由主義的法治国家の形相については先に触れた。が、ではア・ポステリオリな経験的国家の方は如何。いまその詳細は省かざるを得ないが、一言にしてそれは「財産の不平等に基づく権力国家、階級国家を否定すべからざる人間の経験的現実として我々の前に示す⁽²⁶⁾」のである。このカントの国家論については学者、思想家達が思い思いの説や感想を述べているが、哲学者ボッパーは「規範と事実との、理想的なものと現実的なものとの、正義と権力とのカント的二元論こそはヨーロッパ自由主義の基盤なのである」と云つてゐる。しかしながら私に云わせれば、それは單に二元性ではなく、近代自由主義国家のいわば表と裏、光と影との如き関係にある。このうちの表と光の部分のみを前面に出しているのが市民社会バイアス的アプローチなのだが、裏や影の部分の存在

もそれなりに認められるを得ない。かくて市民社会バイアス的アプローチは、国家のソフト面に依拠して国家からの自由を謳歌する)によって非国家的態度を採るのだが、ハード面をも含む全体として国家そのものははつきりこれを容認、そこに反国家的姿勢は始めるから皆無に等しい。非国家的と反国家的とは、しばしば間違われがちだが、決して混同されではならぬ。市民社会バイアス的アプローチからする国家批判にも時に鋭いものが無いわけではないのだが、国家自体を正面から論ずるといはそこには見られない。ジョン・ホーフマンはこれを、自由主義者は国家についてあいまいな言葉を使うといふ、「それは schizoid malady 分裂病、二重人格病だと酷評している。確かにその通りである。私はそれは構造的二重性を有する近代国家に於ける、市民社会バイアス的アプローチの限界と見る。なぜなら国家と対立し市民社会の優位に立脚しながら、同時にそれは、國家を「」の存立の前提、条件とし、国家と不可分の統一関係にあらわれるを得ないからである。もう一度云おう。市民社会バイアス的アプローチは非国家的ではあるが、決して反国家的ではないのだ。

アーネスト・バーカー (Ernest Barker, 1874-1960) 二十世紀多元的国家理論のいわば代表的存在。近代多元的国家論がそこから始まつたとすら評されるバーカー中期の有名な「The Discredited State, 1914 (信用されない国家)」は、伝統的な一元的国家主権論への不信を前面に出した画期的なものであった。だがそれは国家やのものの批判ではまったくなかつた。⁽³⁰⁾ 以下バーカー晩年の「Reflections on Government, 1942 邦訳、現代政治の考察」および「Principles of Social and Political Theory, 1951 邦訳、政治学原理」

もそれなりに認められるを得ない。かくて市民社会バイアス的アプローチは、国家のソフト面に依拠して国家からの自由を謳歌する)によって、バーカー政治理論の肝要を見てみよう。

バーカーは「民主国家の核心には根本的な二元性 radical dualism が存在する」⁽³¹⁾、それは「国家そのものの全体と個人ないし全員との間の一元性」⁽³²⁾であり、このティレンマ⁽³³⁾は恐るべきもの formidable のように見える、といふ。バーカーのこの二元性とは、これまで私が見てきた、国家と市民社会との関係に外ならない。バーカーは、国家の市民社会への干渉の自由と市民社会の国家からの自由との二元性のうち、まず国家的自由について次のようにならう。「およそ、国家はいかなる国家ともども、衝突や対立の発生する領域に対して、不干渉政策 non-intervention を厳守するなどということはありえない。そして、民主的国家も、他のすべての国家と同様に、そのような領域ならば、いかなる領域であろうとも、それに自由に干渉するばかりではなく、さらに干渉しなければならない義務がある bound to intervene のである」⁽³⁴⁾。国家による市民社会への干渉のすすめ、否その義務化である。やがて曰く、「民主政治と、レッセ・フェールの所謂〈自由主義〉(それは、決して広い意味における、あるいは語の眞の意味におけるリベラリズムではない)との結合は、精神における合致であるよりは、むしろ時代における一致にとどまる。時代が変化したときには、民主政治は——それ自体は依然として変ることなく、すなわちその過程と精神は依然として変ることなく——時代とともに、その行動を変えていくのである。すなわち、経済的秩序における対立や衝突が明白になるや、民主的国家は直ちに干渉へと動いたのである」と。しかしてバーカーは、「自由は決して不干渉によつて存在するのではなく、

干渉によってのみ創造され維持されるのである」と、國家による干渉の自由を明確に認める。しかし、バーカーのみならず、既に我々が見てきた如く、一七世紀のロック、一八世紀のスミスやカント以来の自由主義も、ずっと国家の市民社会への干渉を認めてきたのであつた。バーカー自身次のように述べている。「これはすでにわれわれがはやくから直面してきた、古くして困難な問題（傍点——柴田）である。そして、この問題が、とくに経済的領域に関連して、ふたたびわれわれのまえに立ちふさがるとき、それは解決しがたいディレンマを提出するようみえる」と。私に云わせれば、「これは、近代自由主義国家に特有の国家と市民社会との矛盾・対立一般、具体的には抽象的・普遍中立的法治国家面と階級抑圧的不平等国家面との間のディレンマであるが、バーカーはこれを単に二元性と解する。

ただし、とはいへ国家的自由と市民社会的自由とのこの二元性のうち、バーカーの組するのはあくまで市民社会的自由の方なのである。バーカーはこのディレンマは、「そうみえるほど、克服の困難なものではない」と云う。なぜなら、ロック、スミス、カントと同じく彼も、結局は法治国家面が主であり、階級抑圧面は従と考えるからである。カントの方法二元論においても、ア・プリオリの法治国家面がア・ポステリオリの不平等国家面に優先している。バーカーは、「民主的国家は、緊急事態や戦争のときには in emergency or war、他の諸目的のためにも、第一義的かつ通常的に干渉するであろう。すでに論じたように、この目的が不斷の複雑な干渉を認めること、認めるばかりでなく、それを促進することは事実である」そう

ではあるが、しかし、「民主的国家の干渉は、決して積極的で衷心からの干渉ではない。すなわち、ブレークのうえには、つねに足がふまれていてるのである。干渉の行為のさなかにおいても、つねに干渉を制約するような態度が存在している。目的はいつも個人の自力救済 individual self-help であり自己決定 self-determination である。国家の行動が、いかに継続的かつ複雑なものであつても、それは、つねに右の目的に対する一手段なのである」。⁴¹ 「すべての人格の自由という理想と結合し、個人の権利・義務の体系に結合するがゆえに、民主的国家は、絶対的ないしは積極的な権力を行使しないのである」と断言する。すなわちそこでは、国家的自由がいかに緊急かつ重要と目されようとも、それは常に市民社会的自由、市民的人格の自由、個人の自己決定、各人の権利・義務の尊重という理想の大目的実現のための一つの手段に過ぎないのである。従つて国家的自由はもとより認められるけれども、それには自ら限界があり、絶対的、積極的な権力行使は決して認められぬ。それによつて法治国家の普遍的中立性は保たれ、市民社会的自由の優位のうちに国家的自由も共存し、二元的な両者の対立のバランスが可能となるとするのである。

だが事はそれで解決するほど容易であろうか。二十世紀後半に入りや、新多元論 neo-pluralism が台頭、このバランスの崩れを反映するようになる。このうちよつとイギリスのバーカーから離れて、一九六〇年代のアメリカに目を転じてみよう。そこではマルチン・ルーサー・キングの暗殺に象徴される黒人の公民権運動さらにはベトナム戦争反対運動が理論面に大きく作用した、と云われる。

すなわちこれまで、「多元主義は、隠された構造やアイディアが、政治的議事日程を形成する面ではなく、目に見える権力にのみ考察の基礎を置いてきた」。⁽⁴³⁾つまり、温和な国家概念に依つてきただということである。しかし上述の如き現実政治を前に、国家の法治国家的中立性が疑問視され、社会諸集団の中でも特別な集団とくに大企業が、政府の政策形成と決定において明確に有利な立場に立つこと、およびさらには政治における同意よりも強制面が、多元論でも注目され出した。これらはマルクス主義からの影響による、多元論のマルクス主義への接近といえよう。だがそれでも、この新多元論が国家論そのものに対して抱く関心は、未だ依然として低いようである。

こうしていま、「新多元主義者達は、政策形成をア・プリオリに多元主義的に見る多元主義的位置からも、また政策形成をア・プリオリに支配階級によつて支配されているとみるマルクス主義でもない」とすれば、多元論は今後どこへ行くのであるうか。

バーカーに戻ろう。バーカー曰く、「昨日も、今日も、そして永遠に同一であるところの政治理論の問題が存在する。国家はなぜ存在するか。国家が存在する目的は何であるか。それを実現するための最上のそともっとも適切なる手段は何であるか。これらはその根本的問題である。そしてそれは、時間の範疇を超えた根本的実在——本質、目的、価値——に関係し、歴史的過程に関係することはない」⁽⁴⁵⁾と。ここでバーカーは、政治理論は、永遠に同一にして超歴史的な、國家の根本的な存在理由、その目的と手段を問うるもので

あるとし、スピノザやプラトン、アリストテレス等に倣つて、国家論、国家哲学の重要性を声を大にして訴えている。とても国家論不在などとは口に出来そうもない感じである。だが実はその指す国家とは、国家そのものではなくて政府なのである。それを端的に示しているのが、1942年の彼の本のタイトル、すなわち *Reflections on Government* である。それは *Government* 政府論ではあっても *Reflection on State* 国家論ではないのだ。ジョン・ロックの *Two Treatises of Civil Government*, 1660市民政府論が想起されがむをえない。国家論の重要性を云いながらも、しかしその国家論は基本的に政府論であつて、ロック以来の自由主義的な市民社会バイアス的アプローチに立脚し、国家のハード面よりはソフト面、民主主義面に光を当てるものとなつてゐる。これに関してバーカーはこう云つてゐる。「〈国家〉はいまや全共同社会、つまり法的結社そのものの、法的組織の総体、である。これは民主主義であり、あるいは民主主義の結果なのである。したがつてわれわれは、これからは、『国家』をわれわれ自身として考えなければならない。そしてわれわれは、これからは、これまで自分自身のものとして要求してきた権力をいまやわれわれに代つて行使するとみられる権威——以前は「〈国家〉」とよばれた——に「〈政府〉」という名称を与えないければならない」⁽⁴⁶⁾と。バーカーにおいて、国家という語自体、古い階層的ないし位階的な不平等社会に応わしく「われわれからいくぶん離れたある種の存在」⁽⁴⁷⁾の名称に外ならない。国家主権論の、また国家バイアス的アプローチへの批判もある。そうではなく、「国家、それはわれわれ L'Etat c'est nous」⁽⁴⁸⁾なのだ。この近代平等社会に応

わしい語は、政府であつて、國家ではない。國家のよくなすたれた言語を未だに使用しているのは「思考の不孝な混乱であろう」とすら云う。市民社会バイアス的アプローチ、多元主義者バーカーの面目躍如というところか。

国家バイアス度が強く、國家と社会との統合を主張し、國家を唯一にして総てを包括する存在と説くエド蒙ド・バーク。このバーカーに反対してバーカーは、「第一に不可欠のものは國家と社会との区別 distinction である」と両者の区別・分離をまず明言する。そして次いで国家に対する市民社会の優位を説く。曰く、「共同社会の一般的な思想の活動する領域は、本質的かつ基本的には《社会》の領域であり、《国家》の領域ではない」「法的団体（国家のこと）—柴田）は、先に存在している社会 pre-existent society がなければ存在出来なかつた」と。また云う、「正義の観念はその究極の始源を《社会》にもつております」「社会的に創り出され社会的に発展させられた正義という概念の第一次性といふことがござります」つまり國家は、第一次的に優先する「社会に付き従う」ものだというのである。そしてこの把握の根底には人格としての個人が嚴存する。「個人は実にこの問題の根源であり、一切の形式の自由の究極的なすみかなのである」「われわれの人間世界においては、また、神のもとにおいては、人間の個人としての人格 the individual personality of man だけが本質的かつ究極的な価値である」かかる個人の自由にくらべれば、集団の自由 freedom of groups も「派生的かつ第二義的」にすぎない。社会の全目的は、全成員の「人格の全能力の最大限の發展を、協同を通じて促進し助成する」とあると云ふ。人

間性悪説に多かれ少なかれ立脚する国家バイアス的アプローチに対して、これはまた典型的にオプティミステイックな人間性善説に依る理想主義である。

「それぞれの人格という本質的価値は、ちょうどそれが道德思想の基礎であるように（そしてまさにそれ故に）政治思想の基礎である。そして人びと——個々人、すべての個人——の価値が《国家》における最高の価値である」。国家はそのための「外的条件」であり、「自由な国家は、個人がそれに沿つて自由に流れ得る単なる channel（水路・手段）なのである」。従つてバーカーによれば、かかる自由なる個人人格という本質的価値に奉仕する国家も亦、現に存る国家ではなくまさに在るべき Sollen 国家の理念に合致する規範⁽⁵²⁾としての理想主義的国家なのである。ただしバーカーにおいてその理想主義とは、決して現実を度外視して理想にのみ走る未來の理想主義ではない、あくまで現在の理想主義である。ここでバーカーは、未来の理想主義の典型としてコミュニケーションの理論をあげ、それは「いかなる統制的国家からも全く独立した自律的社會」における、自由な人間の自由な社会としての究極的なアナキズムを目指ものであると批判する。対して自らの立場を、「人間の本質が大きく変らない以上、必ずしも対立や衝突は存在し、したがつてそれらを統制する国家が存在するであろう」とを信ずる現実的な理想主義者 practical idealist とし、国家の消滅するであろう未来を待つゝ今こゝで造ろう」と主張するのである。

ヒューマンで確かにバーカーは上述のように、國家と社会との厳格な

区別および国家に対する社会の優位を一貫して強調している。だがここで注意せよ。彼はこの区別・分離を決して対立や矛盾とは解していないのだ。曰く、「法的システムとそこでの自由の作用そして社会生活とそこでの自由の作用、これらは区別しなければならぬ二つの事柄である。しかも同時にお互いを結びつけ調和させねばならない」⁽⁶⁾と。そこに「対立はない。あるのはせいぜい緊張であつて、これは必要であると同様に有益でもある」⁽⁷⁾「我々は社会と国家の二つながらを同時に必要とする」⁽⁸⁾なぜなら、「社会集団も国家もともに、人間の自由——自由な人間の発展という同じ目的を、異った方法と異なる領域において、対立することなく協同して *in collaboration and not in antagonism* 追求するものであると考える」⁽⁹⁾からである。かくて、国家と市民社会との関係は、バーカーにおいて、両者の厳格な区別および市民社会の優位を前提にした、両者の相互依存・相補関係という微妙な関係となる。微妙というのは、国家を市民社会の方向に近づけるべく極力務めながら、しかもアナーキズムのように国家を市民社会内に吸収、解体するのとは全く異なり、国家と市民社会それぞれの持分、領域を固有しようとするからである。さらにバーカーはこう云う。「国民は、同時にそして同じ広がりをもつた一なる二つのものである」と。「なる二つのものとは必ずしも分り易くはないが、そのいい例が、政府権力と個人自由との関係についての次の譬である。すなわち、「政府の機能は貨幣の裏側が表側から区別することができるという意味のほかは、個人の権利から分けることができない」⁽¹⁰⁾。このコインの表と裏との譬。表側が市民社会、裏側が国家ということとか。確かにそこに区別はあるう

が対立はない。バーカーによれば、基本的に、「社会」は始源において任意的、目的において特殊的であり、「国家」は始源において強制的、目的において強制力を用いて法秩序を維持する普遍性を固有するものである。この区別。だが、「けれども、このような相違にもかかわらず、国家は他の団体と同様に、一つの団体であり、また、他の団体と同様に、特定の個別的目的をもつ」。その目的とは、いうまでもなく法的命令体系の宣言と実施なのだが、それも「特定の個別的目的であることは変りがない」⁽¹¹⁾。従つて、一集団としての国家は、己れのその個別的目的以上に、他の社会諸集団の目的を包含したり或は逆にそれを消滅させたりすることは許されない、と云うのだ。多元主義的な国家集団現象説そのものである。ただしそこには、客観的法秩序維持という抽象的、普遍的目的イコール特殊個別的目的、普遍即特殊という、分りにくさと無理がある。コインの譬は分りやすくまた分りにくいのである。

さてでは、バーカーのいう自由な国家、不信の国家ならぬ信用で生きる国家とはいきなるものであろうか。先にわれわれは、国家、國家権力の、ハード面とソフト面、暴力・謀略の独裁面と感性・理性へのアッピールの民主主義面との二面に触れたが、強い市民社会バリエス的アプローチに立つバーカーはこのうち民主主義面を第一のものとして前面に押し出す。その国家概念は、マックス・ウェーナわち《国家》は法のために存在する。それは法において、法を通じて存在する。……国家の本質は有効な諸規則の活動体であり、こ

の意味において『國家』は法である⁽⁷⁴⁾』と。では法とは何か。「このような『國家』の概念にもどづいて、それと相関的な法の概念が生れる。法は、政治結社において活動する優越せる最高の存在と考えられた人または人びとの団体がもつ権威の所産ではなくなる。それは、第一次的には、成員自身の行為によつてつくられ、あるいは近代『國家』の一般的用法においては、とにかく成員自身の行為によつて批准された、結社の形成規約（一般に『憲法』とよばれる）という形における、……結社全体の所産となる⁽⁷⁵⁾』つまり、法は国民自身の自律的所産であり、従つてその法的体系、法的結社としての国家は、先述のように我々自身の民主主義国家となる。朕は国家なりではなくて、反対に我々が国家なのだ。そしてその法体系の中核に存するのが国家の基本法たる憲法に外ならない。国家は己れの領域内のあらゆる法的問題に、最終的に決着をつけ究極的に断定する権力・権威としての最上位者、至上者、すなわち主権を持つが、その「主権者は憲法そのものである⁽⁷⁶⁾」とバーカーは云う。まさに國家即憲法、憲法即國家なのだ。ならば、その本質的に法としての国家と国家の力・暴力的なものとの結合をどう説明するのか。人間の内面的規範としての道德に対し、外面的規範としての法は強制規範であつて、その違反や妨害は排除るべきであり、それはそのための努力によつて裏付けられねばならぬ。でなければ法は法ではない。その裏付けがバーカーの云う共同社会の武装した力（軍隊・警察等—柴田）の存在となる。つまり、「われわれが力は背後あるものであり前面に位置するものではないということを見失わないならば、その言葉は充分眞実である。力は法の源ではなく法の究極的な

結果である⁽⁷⁷⁾』と云う。市民社会バイアス的アプローチからの当然のいわば陳腐な結論であろう。

このように憲法は国家の主権者ではあるけれども、実は更にその上に憲法以上の別の主権者が存在するとバーカーは考える。そしてそれこそは国家に優先する市民社会における正義なのである。曰く、「われわれは正義が法的結社それ自体の共通の確信の中に存するばかりではなく、これを超越して、法的結社の背後に存立し、その枠をこえて尊えたつ国民『社会』自体の社会思想の中にも存すると主張することによって、正義にいわば新しい存在の場を与えたのである。われわれはまた、この正義に、その新しい存在の場とともに、主権者の中の究極的主権者としての新たな最終的権威を付与した。つまりわれわれは、正義を法の外にたつ、あるいは法をこえた主権者、つまりそれが創出した手段である憲法をすら超越した主権者とし、それ故にまた、この憲法という手段の手段である立法府を超越した主権者としたのである⁽⁷⁸⁾。バーカーはかくて国家的、法的正義を超え、その外、否その上に位する社会的正義の究極的主権性を力説する。ただ彼自身も、主権という本来法的な用語を社会的領域にまで拡大適用するのは「論理と思考の一貫性にいくぶん欠けるきらいがある⁽⁷⁹⁾」と云う。なによりもバーカーは次の如く明言していたのだ。すなわち「主権者という語は法的領域に、そして法的領域だけに属する。国民『社会』の世論に主権を附することは、非論理的であり同時に危険でもある⁽⁸⁰⁾」なぜなら、「世論およびその世論を形成する国民が主権者であるというならば、われわれは、それが意図するいかなることをも為すことができ、かつそれが為しうるいかな

ることをも為すであろう無限定で無制限な主権者にわれわれ自身を縛りつけることになる⁽⁸¹⁾と。その「無限定で無制限な主権者」とは、まず第一に与論と國民主権の主体たる國民であり、次いで更には現状の議会制民主主義・間接民主主義を超えた直接民主主義の人民大衆をも遠望しているのであろうか。いずれにせよバーカーはそれを極めて危険だとして恐れ拒否しているのである。しかしそのように云いながら、また他方、「法的領域における最後の言葉が生活における最後の言葉ではない」、「法的主権をこえたなにものがある」と主張することには意味がある⁽⁸²⁾などと弱々しく弁解もしている。バーカーにおける深刻なジレンマである。

このように、憲法の主権性を認めながら、國民主権を否認するバーカーが、國民主権に代る直接的主権者として設定するのが、法制定団体としての、議会および内閣・大統領である。彼によれば、國家の主権には二段階があり、このうち憲法は高次の、法制定団体は低次の主権者である。この法制定団体としての議会と内閣・大統領は即國家の政府である（既述）が、問題はバーカーにおいて、この政府自体が直接的主権者であつて、選挙民は主権者に非ず、単に主権者たる政府を選出するにすぎない存在だとされている点である。バーカー曰く、それはあたかも「教授を選ぶ選挙人が、そのような選択のゆえに教授をこえた権威とはならないのと同様である」⁽⁸³⁾と。この言葉自体大学教師の権威主義、そのエリート主義をたまたま露呈したものと見られるが、この比喩は、選挙民は主権者たる政府すなわち議会と内閣・大統領を「こえた権威とはならない」、なつてはいけない、と断じているのと同じである。そこには、「決

定を行なう人々の選挙を第一義的なものとし、選挙民による問題の決定を第二義的たらしめよう、……人々の役割は政府をつくることだ」とする、少数エリートの主権性、寡頭制の保守的民主主義を説くかのシユムペーターを彷彿たらしめるものがあるといえよう。バーカー本来の、市民社会バイアス的アプローチからする、社会的正義の最高主権性および国家における憲法の高次主権性に対して、國民主権と選挙民の主権性を否認し、少数政治エリートによる議会さらには執行機関たる内閣・大統領に直接的主権者たる資格を与える、この國家バイアス的アプローチよりの主張とは、一体どう関係するのであらうか。私に云わせれば、それこそは、前述した *shizoid malady* 二重人格的分裂症のバーカーにおける具体的な現われである。

ところで肝心の自由と平等、自由主義と民主主義についてのバーカーの見解はどうであろうか。これらに関連して私はこう書いた。「基本的人権は、論理的には、國家権力からの自由と國家権力への自由、前者は権力からの距離を極力遠く執る自由、後者は権力への距離を極力近づける自由という、正反対の方向にある二つの対立する自由の統一物である。これを更に分析すれば、権力からの自由を主とし権力への自由を従とするロック的な他から分離した抽象的個の自由を核とする自由主義的民主主義と逆に権力への自由を主とし権力からの自由を従とする他との共同と平等を核とするルソー的な民主主義的自由との二つに分けられる。このうちルソー的な後者に優位して、ロック的な前者が近代に新たに形成された間接民主主義である。それが直接民主主義に対抗すると同時にいわばその代用物

として機能することになる」⁽⁸⁵⁾。バーカーは「のうち明らかにロツク流の自由主義的民主主義に属する。曰く、「自由と平等はともに重要である。しかし自由が平等よりも重要である」と。バーカーにおいて平等とはなによりも法的人格の平等、自由な人格としての人間の平等である。各人はすべて「競争の出発点においては同一線上におかれており」、「平等は始まりであつて終りではない。終りは我々自身にかかるており、始まりとして『國家』によつて我々に保障された平等な条件を我々がどう使うかにかかる」とする。

法的形式的平等は経済的事実的平等ではないことが肯定され前提とされている。法的平等と「財産の不平等の全般的廃止や経済的平等の全般的政策とは、まったく別ものである」。ただ「しかし、経済的平等の全般的政策を退けることは、一瞬間たりとも、経済的不平等の漸進的は正という政策を退けることではない」とも云う。更に、民主主義について、「民主主義も、数の原理ではない。それは、数に対する崇拜ではなく、質に対する崇拜である」と断じて、民主主義の量的な多数支配性を否定する。そして云う。「民主主義者は The Democrat は、多数者の、換言すれば、単純な数ないしは大衆の権利を信仰するものであり、国家の成員を、すべての点、すべての問題点において、大衆の決定という野蛮な権力 the brute power of mass decision の恣意的かつ不測の作用にゆだねようとする人たちである」と。これは先の國民主権の明確な否認ともいふに通底するものである。一種の愚民觀とも云ふ。また次のように云つてゐる。「自由主義は否定主義 negativism ではない。これは自由人の積極的な教義なのである。いふなれば、国家と対立してではなく not in

the teeth of the State' もろもろの権利（少くとも、自由な言論と自由な討論の権利）を確保してくれる国家の援助と保証によつて by the aid and the guarantee of the State' 共同社会におけるみずから地位を自由に保つ、自由人に関する積極的な教義なのである」と。非国家的にして反国家的ではない典型的な自由主義者たる所以である。

最後の大切なテーマは、バーカーの忠誠 loyalty 論である。バーカーにおいて、市民社会の最高の主権者としての正義は、国家において高次主権者としての憲法に体現されていた。そこでは社会的正義と国家的正義との間に齟齬は無い。人々が国家に服従するのは「國家」が正義の表現であり機関であるという事実である。われわれは、全体としての「國家」が総じてそのような正義の表現であり機関であるがゆえに、「國家」の政治的権威に義務づけられており、その命令にしたがいそれを履行する。だがしかしバーカーは問う。万一「もし『國家』がそのようなものでないならば、またないかぎりにおいて、われわれの義務は、いわば空中に浮きなんの最終的な支えももたないことになる。そこで、『國家』にたいするわれわれの義務と正義にたいするわれわれの義務とでは、どちらが眞の義務であるのか」という問題が生ずる」と。また云う。「『國家』がその法に社会思想の產物を表現せざしてかかる產物とは別のあるいはそれと対立し得るなにものかを表現しているならば、そのかぎりにおいて、そのばあいは義務は停止するのであるか、そのばあいには不服従が正当化されるであろうか。そしてもし正当化されたとしたならば、それは抵抗にまでおし進められうるであろうか。

これは政治的義務の限界という問題である。それはまた、その極限においては、抵抗の権利もしくは義務という問題である⁽⁹⁶⁾と。

これは、国家的忠誠義務と社会的忠誠義務との相克という難問である。バーカーはこの「主権的な権威の究極の本質と最終の所在と」いう問題⁽⁹⁷⁾は、「すべての政治的問題のうちでももつとも重要なものの一つ（それだけがもつとも重要ではないにしても）を示唆しており暗示している」と確言している。そして具体的に、自由民主主義国家におけるコミュニスト、また、ファシスト国家における自由主義者や民主主義者の直面する切実な問題を例として挙げている。バーカーは更に問うていて、「われわれが社会的に創造され、社会的に育まれた正義の觀念を入れるや否や、新しい、超・政治的義務がはいり込んでくる。……この超・政治的すなわち社会的義務は『國家』の領域内に存在する政治的義務と衝突し、対抗することもある。そこでディレンマが生ずる。このディレンマにおいて何がなさるべきであろうか。政治的義務と超・政治的義務がお互に対立したばあい、前者の重要性はどの程度なのであるか、また後者の重要性はどの程度なのであるか」と。だが思うに、この政治的義務と超政治的義務との深刻な衝突・対立・ディレンマを認めた瞬間、国家と市民社会との調和・共存というバーカー本来のシェークスピアはその破綻、ほころびを露呈することとなる。しかし彼はこの対立・ジレンマを自らの理論体系の中に積極的に組み入れようとはしていない。問題をただ提起するに止まる。これに対するバーカーの答えもまた、「政治的義務と超・政治的義務との間に衝突が生ずるあらゆる場合に、考量が必要とされる、という一般的な規則がある

にすぎない。考量それ自体は時と所によつて異なるであらう⁽¹⁰⁰⁾といふものである。考量すなわち「あれこれ考え合わせて判断する」という、極めてあいまいな答えなのである。だがバーカー曰く、「これは『あいまいな答え』にすぎない。しかし、それが確信性を求めるのにいかに熱心であろうとも、それは精神があらゆるときに手に入れる事のできる唯一の答えである⁽¹⁰¹⁾」と。かくて彼には明確な答えは無く、唯一の答えがあるとすれば、考量というあいまいな答でしかない、しかもそれを可とするのである。国家と市民社会について

のバーカーの二元論においては、本稿の最初に見た如く、国家内レベルでの国家的自由と市民社会的自由とのディレンマの解決は通常さほど困難とはされてはいなかった。しかし最後になつてかかる忠誠問題、いわば国家外レベルでの国家と市民社会との争い、つまり体制上の問題となるとその解決は二元論にとつて決して容易ではなくなる。バーカーが敢えてかかるアボリアすなわち「二つの忠誠の相剋」（大熊信行『國家惡』三一四、三四一頁）問題を提起したことをむしろ良しとすべきであろうか。

もう一つ。バーカーのファッショニズム批判について。確かに二元論が、バーカーのディレンマやあいまいさの根元には違いない。だがバーカーのみならず、カントの方法二元論に代表される近代の二元論は、長く自由主義的民主主義の基盤だったのだ。バーカーの二元論、多元主義も、主権国家の一元論に対しして市民社会的自由の優位を確保すべく、国家と市民社会との二元性を説いたのであった。だがこの自由主義的二元論を左右から批判する二つの対立物が現れた。バーカーによれば、一つは市民社会の中に国家を吸収しようと

する・社会の哲学、もう一つは逆に国家の中に市民社会を吸収しようとする国家の哲学である。前者がアナーキズム、後者がファッショニズムに外ならない。アナーキズムは、「人間の生活を純粹な社会の条件に還元させてしまい、社会の自由以外のいかなる自由も認めず、従つて、自由の名前と大義とにおいて国家を廃止しようとする人びと」¹⁰³である。バーカーは、このアナーキズムを、「国家のなかに含まれる、市民的・政治的自由 civil and political liberty の体系を無視し排斥し、そのことによって個人の人格の自由な活動に必要不可欠の条件を抹殺しようとする」と批判する。だがにもかかわらず同時に彼は、アナーキズムが、「人間人格の発展が人間生活の究極の目的であるという眞理を認め、否まさに右の拒否によつてこの眞理を超評価 over-estimate している」と述べ、「いいかもしけれぬ」と、「だから」の哲学は最もアナーキスト的になる時、危険性がもつとも少ないといふえよう¹⁰⁴と、アナーキズムを基本的には批判しつつも、それなりの理解と寛容を示す。しかしスターリニズムに対してだけは、「労働者の社会のために、国家を王位からひきずりおろす」ところか、労働者の社会（結局は社会の一部分 a part of society にすぎない）を、ただ新しくさらに恐るべき国家として王位につけただけである¹⁰⁵と、国家を社会の下位にひきずりおろす（マカルクス）のとは全く反対に、国家を社会の上位に祭り上げたと激しく批判していく。だが、スターリニズムもあることながら、国家を市民社会の上に聳立せめしたことにおいて、ファッショニズムこそはバーカーの最も敵視した相手であった。

ファッショニズムは the Nationalist 国民主義者と自称してゐるは

いえ、「かれらのつくす忠誠の対象は、国民ではなく国家である。……生活の究極目的は、個人人格の发展ではなく、国家という超越的人格の讚美となり、自由の礼讃は権力の崇拜にとってかわられる」¹⁰⁶バーカーはいの、国家の・国家だけの哲学は「もつと危險である」と云う。なぜなら、「国家の哲学は社会のみならず個人をも抹殺し我々に人格としての質を失わせ、本質的価値の所有を止めさせ、より高次の価値とされる国家の單なる手段と化して、我々を亡靈界 a realm of ghost に捨て去つてしまふ」¹⁰⁷からである。この哲学の体系化として、バーカーは、カール・シュミット Carl Schmitt の“國家・運動・民族 Staat, Bewegung, Volk, 1933.”を挙げる。シュミットは、なによりも自由主義国家の根元にある「元論」を「絶望的窮境に陥つたもの」と、激しく糾弾する。それは、形式上は一方に個人・社会の自由を、他方に国家の要求を対置せながら、実際には、「寄生的な国家作用と、個人の権利および社会の自由を隠れ蓑にして己れ自身の邪悪な利益をむさぼる活潑にして強力な諸政党との間の深淵をつくり出す」。そしてその結果は、「国家の大権を奪い、個人の権利をくじく、無責任な專制政治の多元性」¹⁰⁸であると酷評する。政党の腐敗・堕落・横暴のことである。それらはすべて、自由民主主義国家の「本質的に、不決断の unresolved 「元論」——あるいはむしろアナーキー」¹⁰⁹つまり国家と市民社会とのいづれにもつかぬ曖昧な不決断のなせるわざである、といふべ。

これに対してもシュミニストが救済者として対置するのが、「決断的 resolved 」「元論 trialism」である。「無責任な諸政党の寄合所帶は消滅し、他の諸政党を排除した单一政党が公然たる支配力を握る。

そこでは党が中心であり、党が国家と人々とをつなぐ橋となり和解者となる^[16]。「新しい統一の眞體は新しい体系の党なのである」。それは党・国家・市民社会の三元論の形をとっているとはいえ、実は殆んど党を中心とする三位一体主義 trinitarianism だろう、とバークーは云う。政党は、もはや国家と市民社会との中間にある媒介的二重存在ではなくなり、政党は党が国家を支配し、党が市民社会の上に君臨する頂点としての一重存在となるのである。だがバーカーはナチス・ドイツの例を引きながら更に、「党は、党的上に立ち、党を形作り、党を動かす、最終的にして中心的なリーダーシップに順応させられる」と、指導者 Führungskörper への忠誠を強調する。そこでは「党は同志 Genossenschaft であるよりも従者 Gefolgschaft である」。換言すれば、「リーダーが従者の意志を表現し反映するのではなく、従者がリーダーの意志を表現し反映する」。まさにかかる「指導制こそ、党と国家と経済的社會とのすべての根本的構成を貫徹しているものなのである」。

このような党の変質に対応して、代議制デモクラシーの理念と制度もまた否定される。「すなわち、寛容の観念を前提とする討論の理念。そういう理念に依るところの、複数政党制・諸政党の間でどちらかを選ぶ選挙制度・多数の政党から構成される議会制・選挙の審判と議会の多數に従い異った政党が交互に組織する政府ないし内閣制度^[17]」が否定される。そこでは、「近代文明の獲得物の一つである国家と社会との区別が消され、ないし越えられるのと同様に、国家内部の様々の区別も排除される。立法権も執行権も、公然ないし暗々裡に、全体的指導の実力の中に融け込んでしまい、憲法も亦、

他の法と同じく、この二つの権力の合体物の中に組み入れられ、裁判官までも立法部と同様、党とそのチーフの原則の中に引き入れられてしまう^[18]。つまり権力分立体制そのものの否定、すなわちいわゆる「近代の超克」である。しかしそれは、近代の国家と市民社会との二重構造の下からの弁証法的止揚とは全く正反対方向の、大衆迎合主義、ポピュリズムを踏まえた、その上からの強権による機械的圧迫にすぎない。だからそれによっては、近代における国家と市民社会の二重構造そのものは決して解決されないので。だが、他方ファシズムは、バーカー的二元論のいわば息子なのである。なぜならそのあいまい性が、ファシショ的分り易さ、割り切り、善か悪か、改革か抵抗か、のデマゴーグ的な二者択一の前に魅力を失い敗れ去ることにもなることが忘れられてはならぬ。とはいえ、またその自由主義的あいまい性、柔軟性が反ファシズム、ファシズム批判の根ともなり得るのである。かくて、ファシズムという鬼子の親かそれともファシズムに対する抵抗の子か。二つの途がその前には横たわる。もとよりバーカーは抵抗の子の側に立つてゐる。しかしその自ら寄つて立つところの二元論が、時に鬼子の親たり得ることに、果してバーカーはどう意識的また自覺的であつたらうか。

〔註〕

第三編 市民社会バイブルのアプローチ

第一項 市民社会の第一次社

- (1) エン・アダム・コリンレイ、マイケル・リスター、デイビッド・マーシュ著『國家——諸理論の諸問題』The State — Theories and Issues (edited by Collyer, Michael Lister and David Marsh, Palgrave Macmillan, 2006) より、国家と市民社会の弁証法的アプローチ dialectical approach (p. 251) の必要性と重要性を明確に記述する。しかし、この議論から、Here again, the answer may be that we need to reject the dualism, which leads to a privileging of either the state or civil society. Rather, the focus should be very directly on the relationship *between* the state and civil society, not on prioritizing either." (p. 254) 国家と市民社会の二元化を重視するだけではなく、両者の弁証法的関係を強調している。ただし、未だその指摘は止まらず、更に次の上位立つ積極的な内容の論理展開が、いり込まざ無る。
- (2) R. R. Alford/R. Friedland, Powers of Theory — Capitalism, the state, and democracy — (Cambridge U. P. 1985) , p. 35.
- (3) J. A. ホール・G. J. トライケンバーグ著 (星野智・齊藤俊明訳) 「國家」(昭和堂、一九九六年) 七頁。
- (4) R. R. Alford/R. Friedland, op. cit., p. 4.
- (5) (6) 指著『近代自然法國家理論の系譜』(龍創社、一九八六年) 一五〇頁
— 五四頁参照。
- (7) The State, op. cit., p. 21, 27, 36, 37.
- R. R. Alford/R. Friedland, op. cit., p. 41.
- (9) (8) (7) The State, op. cit., p. 27. "The American pluralist constructed a benign notion of the state..... they confuse the constitution with

the actual practice of politics." 憲法的国家論 (杉原康雄)。

拙稿「國家と市民社会の現代理論 (2)」(東経大学叢書 247 号、一六七頁)。

(10) John Keane (ed.), Civil Society and the State (London, Verso, 1988) p. 25. The State-Theorists and Issues, op. cit., p. 31.

(11) 指著『近代自然法國家理論の系譜』(龍創社、一九八六年) 一六一頁。
(12) ジャン・ダワー『敗北を抱きしめ』下 (岩波書店、一〇〇一年) 一五六頁、四四四—四五五頁。尚ほれに閲しては、拙稿「國家と市民社会の現代理論 (2)」(東経大学叢書 247 号) 一五八頁の註 (110) を参照された。あるいは論より詰拠である。

(13) (14) (15) 丸山眞男「憲法第九条をめぐる若干の考察」(丸山眞男集 第九卷 一九一頁)。

(16) 朝日新聞、一九九八年一月一日の記事。

(17) "a continuing and persistent weakness of the theory, namely its failure to problematize the state" (The State, op. cit., pp. 15 ~ 16 cf.) "a little attention to the nature of the state" (p. 29).

(18) 坂本義和「憲法をめぐる」(重基準を超えて——「も」何を原点とするか) (世界) 一〇〇五年九月号、五一頁)。私はこの論文における坂本の全体の論旨に近く、考え方を持つ。ただし、坂本が自己決定権としての、人間の自然権と国家の自衛権とを同一のレベルで扱っているのはいかがなものか。なぜなら、本来自然権は国家以前の自然状態における自然人の自己保存のあり方を指すのに反して、国家の自衛権は自然状態を脱した国家=市民社会状態における国家の権利だからである。自然権ではなく、人権が国家における市民の自己決定、自己保有権であつて、この人権が国家の自衛権と対をなすのである。しかもに国家を前提としている。

(19) 丸山眞男、前掲、一五八頁。

(20) 前掲、拙著『近代自然法国家理論の系譜』一九頁。

(21) 同、一二八頁。

(22) 同、一二四頁。

(23) 同、一二五頁。

(24) 同、一二四頁。

(25) 同、一四一頁。

(26) 同、一八三頁。尚くわしくは、同一六六—一八二頁における「第9

節 現存権力の絶対性」「第10節 権力分立制と学者の自由」および「第11節 階級的不平等国家」を参照されだし。

(27) 同、一九一一—一九二頁。

(28) 同、一九一頁。

(29) 同、一九一頁。

John Hoffman, *Beyond the State* (Polity Press, 1995) p. 8 国家バイア

ス的アプローチにも分裂病的傾向が無いわけではない。例えば、ポピュリズムがそうであると私は見る。特に現代のポピュリズム右翼

が然り。「ポピュリズムはその名称の通りピープルを中心概念として

おり、自分たちはピープルを代表すると主張してその人気を独占し

ようとする」(篠原一「市民の政治学」岩波新書 1100四年、一三

八頁)。「現代のポピュリズムは言葉のうえでは必ずしもデモクラ

シーを否定しないが、実質的には民主主義制度への挑戦を行つてい

る」(同、一三九頁)。「(リ)では言葉は品格や実体的内容をもたず、

ただピープルの人気を獲得するものであればよく、政治の世界は言

語の貧困におちいる。政策的には新しいポピュリズムにおいても改革者の姿勢をたもつ」とが必要である。しかし政策の決定はトッ

プ・ダウンであり、またカメレオン的にしおりから變更がある。要するに政策的体系性ではなく、その場その場でピープルの人気を博するものであればよい。あのヒットラーもユダヤ人が支配するといし

て百貨店攻撃し、旧中間市民の喝采をあげた」(同、一四〇頁)。國家バイアス的アプローチが、市民社会に対する国家の優位・優越を

堅持しながらも反面、市民社会を自らの存続のための不可欠の条件とするが故に、市民社会の支持、人民の支持を確保すべく、かかるポピュリズムをとらざるを得ないので。基本的に反民主主義政策を人民の支持という擬似民主主義的手法によらねばならぬというのは国家バイアス的アプローチの二重人格的分裂病である。その根底には愚民觀がある。「自民党をぶっ壊す」と権力をとつた小泉政治。

アンדרル・ワインセント『國家の諸理論』(森本哲夫監訳 岡部悟

朗訳 昭和堂 一九九一年) 一四一一一四五頁。

(31) Ernest Barker, *Reflections on Government* (Oxford U. P. 1942) p. 189 邦訳 E・バーカー『現代政治の考察』(足立忠夫訳 効草書房

(32) 一九八一年) 一七五頁。
(33) op. cit., p. 189 邦訳 同。
(34) ibid., p. 186 邦訳 前掲 一七二頁。

(35) ibid., p. 187 邦訳 同。

(36) ibid., p. 189 邦訳 前掲 一七六頁。

(37) ibid., p. 188 邦訳 前掲 一七五頁。

(38) ibid., p. 189 邦訳 同。

(39) ibid., p. 191 邦訳 前掲 一七七頁。

(40) ibid., p. 191 邦訳 前掲 一七八頁。

(41) ibid., p. 191 邦訳 前掲 一七八頁。

(42) ibid., p. 193 邦訳 前掲 一七九頁。

(43) The State, op. cit. p. 28.

(44) ibid., p. 29.

(45) 藤原保信『110世紀の政治理論』(岩波書店 一九九一年) の「E・バーカー」参照。同、一一頁。藤原はこのE・バーカー政治理論の理想主義性を強調している。

(46) 『E・バーカー 政治学原理』(堀豊彦 藤原保信 小笠原弘親訳、効草書房 一九六九年) 一一一頁。

回、110頁。

E. Barker, *Reflections on Government*, p. 20.

〔E・バークー「政治学原理」、前掲、110頁〕。

E. Barker, op. cit., p. 154.

〔E・バークー「政治学原理」、前掲、1166頁〕。

同、1141頁。

〔E・バークー「政治学原理」、前掲、11111頁〕。

E. Barker op. cit., p. 10邦訳、前掲100頁。

E. Barker, ibid., pp. 15～16邦訳、同、114頁。

E. Barker, ibid., p. 28邦訳、同、116頁。

〔E・バークー「政治学原理」、前掲、1151頁〕。

E. Barker, op. cit., p. 28邦訳、前掲、116頁。

E. Barker, ibid., p. 194邦訳、同、1180頁。

E. Barker, ibid., p. 194邦訳、同、1181頁。

ibid., p. 195邦訳、同、1181頁。

ibid., p. 20邦訳、同、119頁。

〔E・バークー「政治学原理」、前掲、11111頁〕。

E. Barker, op. cit., p. 27邦訳、前掲、116頁。

ibid., p. 25邦訳、同、11111頁。

〔E・バークー「政治学原理」、前掲、5頁〕。

同、1181頁。

E. Barker, op. cit., p. 150邦訳、前掲、11118頁。

ibid., p. 151邦訳、同、11118頁。

〔E・バークー「政治学原理」、前掲、1108頁〕。

同、11111頁。

同、115頁。

同、11111頁。

同、1166頁。

同、二六九頁の註(4)。

同、八二一八三頁。

同、八111頁。

同、二六九頁の註(4)。

同、八〇頁。

抽稿「國家と市民社会の現代理論(2)」(東経大学年誌247号、1

六四頁)。

〔E・バークー「政治学原理」、前掲、1197頁〕。

同、1187頁。

〔E・バークー「政治学原理」、前掲、11111頁〕。

〔E・バークー「政治学原理」、前掲、11111頁〕。

〔E・バークー「政治学原理」、前掲、11111頁〕。

〔E・バークー「政治学原理」、前掲、11111頁〕。

〔E・バークー「政治学原理」、前掲、11111頁〕。

E. Barker, op. cit., p. 4邦訳、同、四頁。

ibid., pp. 3～4邦訳、同、四頁。

ibid., p. 4邦訳、同、四頁。

〔E・バークー「政治学原理」、前掲、11111頁〕。

同、11511頁。

同、11511頁。

同、1176頁。

同、1179頁。

〔新明解国語辞典 第四版〕(三省堂、一九九七年)四一九頁。

〔E・バークー「政治学原理」、前掲、1179頁〕。

E. Barker, op. cit., p. 25邦訳、前掲、114頁。

ibid., p. 29邦訳、前掲、115頁。

ibid., p. 26邦訳、前掲、114頁。

- (10) ibid., p. 27. 案記、前掲、115頁。
- (11) ibid., p. 290. 案記、前掲、1171頁。
- (12) ibid., pp. 289 ~ 290. 案記、同。
- (13) ibid., p. 290. 案記、同。
- (14) ibid., p. 289. 案記、前掲、1170頁。
- (15) ibid., p. 290. 案記、同、1171頁。
- (16) ibid., p. 290. 案記、同、1171頁。
- (17) ibid., p. 290. 案記、同、1171頁。
- (18) ibid., p. 376.
- (19) ibid., pp. 377 ~ 378.
- (20) ibid., p. 298. 案記、前掲、1179頁。尚、ハシマシテレハシテハ、と
カタバヤ藤原保信、前掲『110世紀の政治理論』の「日・ハサ
マヒト」参照、同、1114頁。
- (21) ibid., p. 293. 案記、1174頁。